

羽生市空家除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家等の除却を推進し、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、土地活用による定住の促進や地域の活性化を図るため、空家等を除却する者に対し補助金を交付することについて、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての住宅であって、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）又は長屋をいう。
- (2) 所有者等 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書に当該空家等の所有者として記載されている者（空家等が未登記の場合にあっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第4項に規定する家屋補充課税台帳に当該空家等の所有者として登録されている者）及びその相続人

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法人以外の所有者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 過去5年間に当該補助金の交付を受けていない者であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる者以外に当該補助の対象となる物件の所有権その他の権利を有する者（この条及び第7条において「共有者等」という。）がある場合にあつては、当該補助の対象となる物件の除却の措置について、全ての共有者等の同意を得ていること。

(補助対象空家等)

第4条 補助金の交付の対象となる空家等(以下「補助対象空家」という。)は、市内に存する建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されていること。
- (2) 1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態であること。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 不動産を営む者が営利目的で所有するものではないこと。
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等(建築物並びにこれに附属する工作物及びその敷地に定着する物に限る。次項第2号において同じ。)の全てを除却し、更地にする工事であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた者が行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 第8条第1項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受ける日前に着手した工事
- (2) 補助対象空家等の一部を解体する工事(基礎等地上構造物以外の物を残置する場合を除く。)
- (3) 火災その他災害を原因とする工事
- (4) その他市長が適当でないとする工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要する費用(家財等の動産の処分に要する費用及び消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)とし、補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)で20万円(市内に事務所又は事業所を有する事業者が補助対象工事を行う場合にあっては、30万円)を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽生市空家除却補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 登記全部事項証明書及び固定資産評価証明書等補助対象空家の所在地及び所有者を証明するもの
- (3) 空家等が1年以上使用されていないことが確認できる書類
- (4) 補助対象工事に要する費用の内訳が明記されている見積書の写し
- (5) 現況写真
- (6) 補助対象工事を行う事業者の建設業許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
- (7) 申請者に市税等の滞納がない旨の証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 共有者等がいる場合においては、当該補助対象空家の除却に係る全ての共有者等の同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し羽生市空家除却補助金交付決定通知書(様式第3号)により通

知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、当該申請者に対し羽生市空家除却補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定を受けた事業の内容の変更等)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく羽生市空家除却補助金事業変更(中止)申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、羽生市空家除却補助金事業変更承認通知書(様式第6号)又は羽生市空家除却補助金事業変更不承認通知書(様式第7号)により交付決定者に通知しなければならない。この場合において、市長は、交付決定の内容を変更し、交付決定を取り消し、又は交付決定に付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、羽生市空家除却補助金実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月24日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し
- (3) 補助対象経費の内訳が示された書類の写し
- (4) 補助対象工事完了後の写真
- (5) 廃棄物の処分に関する証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、

羽生市空家除却補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに羽生市空家除却補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。